様式4（第8条第2項関係）

舟橋村富山広域連携中枢都市圏連携事業利用助成金決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

舟橋村長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました舟橋村富山市まちなか総合ケアセンター事業利用助成金交付要綱による助成金については、次のとおり決定したので通知します。

助　成　金　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

却　　　　　下

却　下　理　由

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）